

○フェリス女学院大学学術機関リポジトリ運用 規程

2012年2月8日制定

2017年11月8日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、フェリス女学院大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理・運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 リポジトリは、フェリス女学院大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において生成された学術情報資源等を収集、蓄積、保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、学術研究の発展に資するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを目的とする。

(委員会)

第2条 リポジトリの管理・運用に関する事項の審議は、図書館運営委員会（以下「委員会」という。）で行う。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(管理及び運用)

第3条 リポジトリの管理及び運用は、本学附属図書館事務室において行う。

(登録・公開)

第4条 登録対象となるコンテンツの範囲は、第1条第2項の趣旨に沿うものとして委員会で認められたものであり、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 教育・学術的な研究の成果であり、すでに公表済みのものであること。
- (2) 本学の構成員又は構成員であったものが作成したものであること。
- (3) 電子ファイルで作成され、ネットワークを通じて安全に公開できること。
- (4) 公開することについて、法令上及び社会通念上の問題が生じないものであること。

2 コンテンツを提供しようとする者は、別紙のリポジトリ登録許諾書を添えて、コンテンツを本学附属図書館（以下「図書館」という。）に提出するものとする。

3 リポジトリにコンテンツを提供できる者（以下「提供者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍、又は在籍したことのある教職員及び大学院学生
- (2) 紀要・広報誌等の学内刊行物に掲載を認められた者
- (3) 本学が博士の学位を授与した者
- (4) その他委員会が特に認めた者

4 リポジトリに登録・公開するために、図書館は次の作業を行うことができる。

- (1) コンテンツを複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数の者に無償で公開する。
- (3) 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。

(著作権)

第5条 コンテンツの著作権が提供者のみに帰属する場合は、提供者は第4条4項に掲げる項目

を許諾する。

- 2 コンテンツの著作権が提供者を含む複数の者に帰属する場合、又は提供者以外の者に帰属する場合、提供者はあらかじめ他の著作権者の利用許諾を得なければならない。
- 3 コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権は図書館には移譲されず、権利者が所有する。

(コンテンツの削除)

第6条 図書館は、次のいずれかに該当する場合、リポジトリに登録されたコンテンツを削除することができる。

- (1) 提供者が、理由を付して削除の申請を行い、それを委員会が承認した場合
- (2) 委員会において公開が適当でないと判断し、削除することを決定した場合
- (3) その他委員会が特に認めた場合

(免責事項)

第7条 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、提供者が負うものとする。

- 2 図書館は、リポジトリに登録されたコンテンツの登録、公開又は利用の上で発生したいかなる損害について、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、リポジトリの運用に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学評議会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、2012年2月8日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行する。
- 2 学術機関リポジトリ運営委員会規程（2012年2月8日制定）は、2018年3月31日をもって廃止する。